

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 140 条第 1 項の規定に基づく
下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 140 条第 6 項の規定により準用する
同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 20 日

神戸地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号	令和 8 年 第 1 号
対象土地	兵庫県明石市西明石南町二丁目 5 6 1 番 1 4 9 兵庫県明石市西明石南町二丁目 5 6 1 番 2
手続番号	令和 8 年 第 2 号
対象土地	兵庫県明石市西明石南町二丁目 5 6 1 番 1 4 9 兵庫県明石市西明石南町二丁目 5 6 1 番 1 5 0
手続番号	令和 8 年 第 3 号
対象土地	兵庫県明石市西明石南町二丁目 5 6 1 番 1 4 9 兵庫県明石市西明石南町二丁目 5 6 1 番 4 4 4
手続番号	令和 8 年 第 4 号
対象土地	兵庫県明石市西明石南町二丁目 5 6 1 番 3 1 9 兵庫県明石市西明石南町二丁目 5 6 1 番 2
手続番号	令和 8 年 第 5 号
対象土地	兵庫県明石市西明石南町二丁目 5 6 1 番 3 1 9 兵庫県明石市西明石南町二丁目 5 6 1 番 4 4 4
手続番号	令和 8 年 第 6 号
対象土地	兵庫県明石市西明石南町二丁目 5 6 1 番 5 4 8 兵庫県明石市西明石南町二丁目 5 6 1 番 4 4 4

2 関係人の氏名又は名称

廣瀬恭一相続人
廣瀬恭一相続人廣瀬加代相続人

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。